



埼玉県報

第 2998 号
平成 30 年(2018 年)
5 月 1 日
火曜日

目次

告示

- (仮称)圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会 (環境政策課)
- 救急病院等の申出の撤回 (医療整備課)
- 救急病院等の申出 (医療整備課)
- 平成 30 年度埼玉県ふぐ調理師試験 (食品安全課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 葛西用水路土地改良区の役員変更届 (春日部農林振興センター)
- 農用地利用配分計画の認可 (農業ビジネス支援課)
- 保安林の指定の解除 (森づくり課)
- 車両制限令第 3 条第 1 項第 3 号に基づく道路の指定等 (道路環境課)
- 川越都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課)
- 運転者管理システム用ホストコンピュータ機器の賃貸借に関する入札公告 (会計課)
- 警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借に関する入札公告 (会計課)
- 水道用ポリ塩化アルミニウムの調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用液体塩素の調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用次亜塩素酸ナトリウムの調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用粉末活性炭 (ウェット炭) の調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用粉末活性炭 (ドライ炭) の調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 水道用濃硫酸の調達に関する落札者等の公示 (水道管理課)
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課)
- 選挙管理委員会の招集 (選挙管理委員会)

告 示

埼玉県告示第五百一号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十七条第一項の規定により、次のとおり公聴会を開催する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 件名

（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価公聴会

二 日時及び場所

ア 平成三十年五月二十六日（土）午前十時から十一時まで

鶴ヶ島市役所 五階会議室

イ 平成三十年五月二十六日（土）午後一時三十分から二時三十分まで

川越市川鶴公民館 会議室

ウ 平成三十年五月二十六日（土）午後四時から五時まで

狭山市柏原公民館 ホール

エ 平成三十年五月二十七日（日）午前十時から十一時まで

坂戸市役所 二〇一会議室

オ 平成三十年五月二十七日（日）午後一時三十分から二時三十分まで

日高市役所 三〇一会議室

三 事業者の氏名及び住所

埼玉県知事 上田清司

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

四 意見を聴こうとする事項

埼玉県が作成した（仮称）圏央鶴ヶ島インターチェンジ東側地区土地区画整理事業に係る環境影響評価準備書についての環境の保全の見地からの意見

告示

埼玉県告示第五百二二号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉県羽生市大字上岩瀬五百五十一番地	平成三十年四月三十日

告示

埼玉県告示第五百三三号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成三十年五月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
埼玉医療生活協同組合羽生総合病院	埼玉県羽生市大字下岩瀬四百四十六番地	平成三十三年二月二十七日

告示

埼玉県告示第五百四号

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例（平成十四年埼玉県条例第七十八号。以下「条例」という。）第四条の規定により、ふぐ調理師試験を次のとおり行う。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 試験方法並びに試験期日及び試験会場

イ 学科試験

平成三十年八月二十一日（火）

埼玉県さいたま市浦和区仲町三丁目五番一号

埼玉県県民健康センター三階中会議室

ロ 実技試験

平成三十年八月二十三日（木）

埼玉県さいたま市大宮区吉敷町二丁目五番地

国際学院埼玉短期大学

二 試験科目

埼玉県ふぐの取扱い等に関する条例施行規則（平成十五年埼玉県規則第八十三号）第四条各号に掲げる試験科目

三 受験資格

条例第五条に規定する者

四 受験手続

イ 提出書類

平成三十年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領に規定する受験願書等

ロ 試験手数料

一万八千二百円を受験願書等の提出時に納付すること。

ハ 出願期日及び提出場所

平成三十年七月五日（木）及び同月六日（金）

午前十時から午後四時まで

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県衛生会館五一一会議室

ニ 受験願書等の提出方法

提出場所へ直接持参すること。郵送による提出は認めない。

五 平成三十年度埼玉県ふぐ調理師試験実施要領及び受験願書の交付場所

埼玉県保健医療部食品安全課及び埼玉県各保健所

さいたま市保健福祉局保健部食品・医薬品安全課及びさいたま市保健所（大宮
市場内の食品衛生課市場監視係を含む。）

川越市保健所

越谷市保健所

川口市保健所

六 合格発表

平成三十年九月二十一日（金）午前九時に埼玉県庁本庁舎一階南側エレベータ

ー前掲示板及び埼玉県保健医療部食品安全課ホームページに合格者の受験番号を
掲示するほか、受験者全員に郵送で合否を通知する。

告 示

埼玉県告示第五百五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）カインズモール新座

埼玉県新座市大和田二・三丁目地区土地区画整理事業地二十二街区、十街区

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 工事の施工中、その事業区域から発生する騒音及び振動で近隣住民へ迷惑を掛けることがないよう十分配慮してください。

また、埼玉県生活環境保全条例に基づき、工事車両の駐車中及び停車中はアイドリング・ストップを励行し、近隣住民からの苦情等に際しては、迅速な対応及び処理に当たるようにしてください。

(2) 集客促進等のための貼り紙、貼り札、立看板等の屋外広告物又はこれを掲出する物件のうち、屋外広告物法第七条第四項に規定する容易に取り外し、又は移動させることができるものの表示又は設置をしないでください。

(3) 収容能力が二十台以上又は駐車面積が五百平方メートル以上の自動車駐車場については、埼玉県生活環境保全条例に基づき、看板の掲出等により駐車場利用者に対してアイドリング・ストップを行うよう周知してください。

なお、看板によりアイドリング・ストップを行うよう周知する場合は、二十台につき看板一枚を目安として全ての駐車場利用者に認識されやすい場所に設置してください。ただし、九百台以上の駐車台数のため四十五枚以上の看板設置が難しい場合は、駐車場の入口を中心とした駐車場利用者に認識されやすい場所に十枚程度設置するほか、店内放送を行い、全ての駐車場利用者に周知を図れるように努めてください。

(4) 建築物によって周辺地域に電波障害が生じるおそれがありますので、電波障害が生じると予測される地域の住民等に対して説明をするとともに、電波障害が生じた場合には、事業者の責任において共同受信方式等による対策を講じてください。

(5) サーチライト等の照明目的以外に漏れ出す光や必要がない光を少なくし、不要な光の氾濫を起こさないよう配慮してください。

また、近隣住民からの苦情等があった場合には、誠実に対応するよう努めてください。

(6) 環境にやさしいまちづくりを実現するため、再生材等の環境に配慮した資材を積極的に利用するとともに、太陽光発電システム、LED照明器具、雨水貯留槽等の環境に配慮した設備を積極的に設置するよう努めてください。

(7) 二十台以上駐車ができる自動車駐車場（トラックターミナル）については、新座市に係る埼玉県生活環境保全条例による騒音又は振動の規制基準等を定める規則に基づく規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めてください。

(8) 通勤・通学時間帯の工事車両の出入りは自粛し、工事中において工事関係者の駐車場を確保し、周辺道路に路上駐車等のないよう工事関係者に周知徹底を図るとともに、車両誘導員を配置し交通安全に万全を期してください。

開業後においては交通事故・交通渋滞等が生じないよう必要があれば交通誘導員を設置するなど、交通安全に万全を期するとともに、周辺に路上駐車・駐輪することのないよう利用者及び従業員に周知徹底をお願いします。

(9) 車両の出入りに対する安全対策として、商業施設への車両の出入口を限定するとともに、見通しを確保してください。その他の境界は、車両の出入りを禁止するためガードパイプ等、高さのあるものを設置してください。

また、出入口の事故防止のため、敷地内に一時停止を促す標示若しくは看板等を設置してください。

二 縦覧期間

平成三十年五月一日から平成三十年六月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

松村ビル

埼玉県川越市小室字亀甲五十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 該当店舗及び隣接する商業施設には、市内児童・生徒が数多く来店していることと思います。

また、近くには市立小・中学校もあり、朝、夕の登下校時には、道路を多くの児童・生徒が通行します。そこで、工事に伴う資材の搬出入など関係車両の出入りは、可能な限り登下校の時間を避け、近隣道路を通行の際は、児童・生徒への十分な安全上の配慮をお願いいたします。

駐車場変更後も、出入口付近や場内を児童・生徒が安全に通行できるように、配慮をお願いいたします。

(2) 平面駐車場（店舗目の前のところ）については、分かりやすい表示や案内等で、来客者が混乱や迷いが生じないように配慮するとともに、事故防止やトラブル防止に努めてください。

(3) 屋上駐車場については、従業員駐車場と来客駐車場について、適切な場所に駐車できるように配慮をお願いします。また、出口がわかりやすいよう、案内看板等の設置をお願いします。

二 縦覧期間

平成三十年五月一日から平成三十年六月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

告 示

埼玉県告示第五百七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
葛西用水路土地改良区から当該役員の住所変更について、次のとおり届出があった。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

職 名 氏 名 住 所

旧 理事 谷 山 武 男 埼玉県加須市北大桑五百八十番地一

新 埼玉県加須市北大桑六百一番地一

告示

埼玉県告示第五百八号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を認可したので、同条第五項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
原田 美記輔	埼玉県上尾市大字瓦葺二千八百十四番地二十六	埼玉県さいたま市北区見沼二丁目六十二番一ほか四筆	三、〇二七
新井 教弘	埼玉県行田市大字持田二千五百六十四番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百五十六番一ほか三筆	七、八八一
新井 正彦	埼玉県行田市持田一丁目十四番二十五号	埼玉県熊谷市池上字鶴巻九十三番四	六一七
新井 彌一郎	埼玉県熊谷市池上六百八十四番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百三十二番ほか十三筆	一八、六二一
石井 勝己	埼玉県熊谷市池上五百一番地	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百三十一番ほか十八筆	二三、〇六一
石井 朋昌	埼玉県熊谷市池上六百九十三番地二	埼玉県熊谷市池上字稻荷前百四十六番ほか一筆	四、二一五
石井 誠	埼玉県熊谷市池上四百七十八番地一	埼玉県熊谷市池上字鶴巻三十八番一ほか三筆	五、四〇二

夏目 亮一	夏目 信治	夏目 恵司	中村 一夫	為ヶ井 昇一	大澤 敏夫	大澤 雄	大澤 園子	大澤 誠一	内田 高一	石井 義一
埼玉県熊谷市池上 四百八十二番地	埼玉県熊谷市池上 六百九十一番地七	埼玉県熊谷市池上 六百七十三番地二	埼玉県熊谷市中西 四丁目二番十一号	埼玉県行田市大字 小敷田四十二番地 一	埼玉県熊谷市池上 三百五十八番地一	埼玉県熊谷市池上 五百八十六番地一	埼玉県熊谷市池上 五百五十八番地	埼玉県熊谷市池上 三百六十八番地一	埼玉県熊谷市下川 上五十番地	埼玉県熊谷市池上 四百七十四番地一
埼玉県熊谷市池上 字鶴巻一番ほか二 十二筆	埼玉県熊谷市池上 字屋敷前四百二十 四番一ほか四筆	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前百三十五 番ほか四筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻二十四番ほ か七筆	埼玉県熊谷市池上 字向釜二百四十五 番	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前百六十一 番一ほか三筆	埼玉県熊谷市池上 字向釜二百六十八 番一ほか六筆	埼玉県熊谷市池上 字尼酒田二百七十 四番ほか三筆	埼玉県熊谷市池上 字向釜二百五十一 番ほか二筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻百二十六番 一ほか二筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴巻二十八番一
三一、〇四七	三、七四七	一二、六八五	一四、七一四	三、二九九	五、二三八	九、三八二	八、一〇五	三、五九九	六、七三五	二、〇四七

染谷 則雄	佐藤 美代子	小出 宮子	川嶋 貞良	株式会社おぐら ライス	井田 潜一郎	茂木 実	村田 昇	村田 茂	堀口 秀雄	堀口 浩市
埼玉県加須市北平 野二百二十八番地	埼玉県加須市道目 五百十九番地	埼玉県加須市道目 五百十九番地	埼玉県加須市上種 足五百二十四番地	埼玉県加須市栄二 千四百二十番地	埼玉県加須市栄二 百四十一番地一	埼玉県熊谷市池上 五百六十四番地一	埼玉県熊谷市池上 三百八十九番地二	埼玉県熊谷市池上 五百六十六番地	埼玉県熊谷市池上 四百八十三番地	埼玉県熊谷市池上 四百九十一番地
埼玉県加須市北平 野字田島四百十番 一ほか二筆	埼玉県加須市道目 字上大道下九百二 十五番一ほか一筆	埼玉県加須市道目 字上大道上八百二 十四番ほか九筆	埼玉県加須市上種 足五千三百八十番	埼玉県加須市柏戸 字宮三百四番一ほ か十一筆	埼玉県加須市栄字 本田八十九番一ほ か三筆	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前二百六番 一ほか三筆	埼玉県熊谷市池上 字稻荷前百三十七 番一ほか二十七筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴卷三十五番一 ほか七十八筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴卷十三番一ほ か十三筆	埼玉県熊谷市池上 字鶴卷二十七番ほ か二十一筆
二、 三一六	一、 五三三	一一、 一四五	三、 二九九	八、 一八四	三、 五〇四	四、 九三九	三七、 七九三	九五、 六〇九	一五、 八三九	三五、 二四五

丸源アグリ株式会社	根岸 秀典	山下 卓男	小岩井 仁	横田 忠雄	入江 仁三郎	渡邊 克行	針ヶ谷 敏雄	野崎 孝男	内藤 武
埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下高野三百六十一番地一	埼玉県児玉郡美里町大字猪俣二千七百五十六番地	埼玉県比企郡吉見町大字本沢百八十三番地五	埼玉県比企郡吉見町大字上砂三百五十番地	埼玉県久喜市新井二百四十一番地	埼玉県久喜市河原代八十一番地	埼玉県加須市戸崎百二十一番地	埼玉県加須市道目千九百十六番地三	埼玉県加須市上種足七百八十六番地	埼玉県加須市川口二丁目十六番四十六号
埼玉県南埼玉郡宮代町大字和戸字左沼五百八十七番二ほか二十一筆	埼玉県児玉郡美里町大字駒衣字池下七百五十七番ほか二筆	埼玉県比企郡吉見町大字本沢字高道百五十一番一ほか三筆	埼玉県比企郡吉見町大字上砂字下町七十七番ほか百十筆	埼玉県久喜市佐間字裏新田千四百十一番一	埼玉県久喜市河原代字上分三十六番一	埼玉県加須市上高柳字広島千五十七番ほか十六筆	埼玉県加須市道目字新堀外八百四十四番一ほか四筆	埼玉県加須市上種足五千三百四十四番	埼玉県加須市細間字野新田九百四十九番一
一五、八八四	五、〇二六	五、七一四	二二四、二六八	一、三一五	一、六一一	四六、六七七	三、三四〇	二、七八九	九六二

二 認可年月日

平成三十年四月二十三日

告 示

埼玉県告示第五百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字寺竹字東桂一二〇四の二・一二〇四の四・一二〇四の六（以上三筆について次の図の示す部分に限る。）、一二〇四の三

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び入間市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告示

埼玉県告示第五百十号

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、及び同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上田清司

一 指定する道路の種類、路線名及び区間

種類	路線名	区間
県道	深谷東松山線	熊谷市拾六間字女堀九五〇番三地先から 熊谷市三ヶ尻字社前三〇五番地先まで
県道	熊谷児玉線	深谷市長在家子ノ神二七五番一地先から 熊谷市拾六間字女堀九五二番一地先まで
県道	狭山ふじみ野線	川越市下赤坂一九六〇番三地先から ふじみ野市緑ヶ丘一丁目一八八四番一地先まで
県道	日高狭山線	狭山市大字根岸から 日高市大字馬引沢字北ノ原七三番一地先まで
県道	青山熊谷線	熊谷市屈戸字南耕地一八五番一地先から 熊谷市佐谷田字北砂原二〇一〇番一地先まで

二 指定する期日

平成三十年五月一日

三 通行方法

一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

イ 走行位置の指定

上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるため、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

ロ 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法○・二三メートル以上、縦寸法○・一二メートル以上（又は横寸法○・一二メートル以上、縦寸法○・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

ハ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

告 示

埼玉県告示第五百十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 都市計画の種類及び名称

川越都市計画道路三・五・十七号笠幡小仙波線及び三・五・十九号川越上尾線

二 都市計画を変更する土地の区域

（三・五・十七号笠幡小仙波線）

イ 追加する土地の区域

川越市大字的場の一部

ロ 削除する土地の区域

川越市大字的場の一部

（三・五・十九号川越上尾線）

イ 追加する土地の区域

川越市大字石田本郷、大字伊佐沼、大字鴨田、大字川越及び大字寺井の各一

部

ロ 削除する土地の区域

川越市大字石田本郷、大字伊佐沼、大字鴨田、大字川越及び大字寺井の各一

部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県川越県土整備事務所及び川越市都市計画

部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年五月一日から平成三十年五月十七日まで

告 示

埼玉県告示第五百十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

運転者管理システム用ホストコンピュータ機器の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月12日（火）午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月11日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月12日（火）午前10時20分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年6月12日（火）午前10時25分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月1日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年5月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
host computer equipment for driver's information management
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:20 a.m.
June 12, 2018 By mail; 5:00 p.m. June 11, 2018 In person; 10:20 a.m.
June 12, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県告示第五百十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年五月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

警察ネットワーク用グループウェアサーバの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成31年3月1日（金）から平成36年2月29日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部情報管理課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成28年埼玉県告示第999号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度第一係 矢嶋 電話048-832-0110 内線2245

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部情報管理課企画係 電話048-832-0110 内線2424

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月12日（火）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月11日（月）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成30年6月12日（火）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成30年6月12日（火）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成30年6月1日（金）午後5時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を平成30年5月7日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
groupware server for police network.
- (2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m.
June 12, 2018 By mail; 5:00 p.m. June 11, 2018 In person; 10:25 a.m.
June 12, 2018
- (3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2245

告 示

埼玉県公営企業告示第十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用ポリ塩化アルミニウム 9,599 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成30年3月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 7 落札金額（税抜）
1トン当たり 19,400円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年1月30日

告 示

埼玉県公営企業告示第十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用液体塩素 661 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 30 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
フジオックス株式会社 越谷営業所
埼玉県越谷市蒲生西町 2 丁目 12 番 5 号
- 7 落札金額（税抜）
1 トン当たり 75,500 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 30 年 1 月 30 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用次亜塩素酸ナトリウム 1,433 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所
埼玉県庄和浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 30 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額（税抜）
1 トン当たり 53,000 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成 30 年 1 月 30 日

告 示

埼玉県公営企業告示第十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ウェット炭) 438 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂 3 丁目 14 番 21 号
- 3 契約期間
平成 30 年 4 月 1 日から平成 30 年 9 月 30 日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成 30 年 3 月 28 日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口 5 丁目 12 番 34 号
- 7 落札金額(税抜)
1 トン当たり 235,000 円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年 1 月 30日

告 示

埼玉県公営企業告示第十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用粉末活性炭(ドライ炭) 755 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成30年4月1日から平成30年9月30日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成30年3月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
キョウワ株式会社
埼玉県久喜市清久町4番地1
- 7 落札金額(税抜)
1トン当たり 197,000円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年1月30日

告 示

埼玉県公営企業告示第十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年五月一日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

- 1 購入等物件及び予定数量
水道用濃硫酸 1,867 トン
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県企業局水道管理課水質担当
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号
- 3 契約期間
平成30年4月1日から平成31年3月31日まで
- 4 納入場所
埼玉県大久保浄水場
埼玉県庄和浄水場
埼玉県行田浄水場
埼玉県新三郷浄水場
埼玉県吉見浄水場
- 5 落札者を決定した日
平成30年3月28日
- 6 落札者の氏名及び住所
川口薬品化学株式会社
埼玉県川口市川口5丁目12番34号
- 7 落札金額（税抜）
1トン当たり 18,400円
- 8 落札者を決定した手続
一般競争入札
- 9 入札の公告を行った日
平成30年1月30日

告 示

埼玉県教委告示第十九号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年五月一日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年五月九日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

当面する教育関係諸問題について

告 示

埼玉県選管告示第二十一号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成三十年五月一日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成三十年五月九日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題

ア 春日部市長選挙における当選の効力に関する訴訟の提起について
イ その他